

尖閣諸島上陸視察決議

尖閣諸島は日本固有の領土であり、石垣市の行政区域であることは紛れもない事実であり、現に地籍も沖縄県石垣市字登野城 2390 番地から 2394 番地とされている。

領土は先人から受け継いだ大切な財産であり、後世に責任をもって残していくためにも、尖閣諸島を行政区域として預かる石垣市行政当局及び石垣市議会が適切な施策を講ずることが必要不可欠である。

しかしながら、尖閣諸島において日本政府は「領土問題は存在しない」としているが、取り巻く環境は厳しい中で、何ら対策が講じられていない現状を憂うものである。

尖閣諸島魚釣島では、人為的に持ち込まれたヤギが野生化し、繁殖しつづけることで自然体系に大きな影響を与えていることが容易に想像され、このままでは尖閣諸島固有の自然体系が崩壊し、貴重な動植物が絶滅することが指摘されている。

自然体系の実態調査や文化財の保護などを含めて、現地調査を早急に実施し、適切な処置を講ずることが必要不可欠である。

よって、本市議会は、石垣市行政当局、石垣市議会が一体となって本市行政区域である尖閣諸島に上陸し、視察・調査することを決議するものである。

以上、決議する。

平成 29 年 9 月 21 日

石垣市議会